平成２１年３月６日

蕨・戸田市医師会加入医療機関　各位

蕨市長　頼高　英雄

重度心身障害者医療費窓口払い廃止についてのお願い

平素より重度心身障害者医療費支給事業につきましては、多大なるご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度、重度心身障害者医療受給者の一層の利便性を図るため、平成２１年４月診療分から「窓口払いの廃止」を実施することになりました。

また、制度改正の詳細につきましては下記のとおりです。

つきましては、窓口払い廃止にて協力いただけるか否かを、同封の「蕨市重度心身障害者医療費支給に関する協定書」の返送を持って確認させていただきたいと思います。

お忙しい中大変恐縮ですが、ご協力いただける場合は、協定書に記名・押印のうえ平成２１年３月２７日（金）までにご返送いただきますようお願いいたします。

記

１　対象者

	対象者
現物給付（窓口払いの廃止）対象者	７０歳未満の国民健康保険・社会保険加入者 （後期高齢者医療保険加入者を除く）
償還払い（窓口払い）対象者	７０歳以上の方 ６５歳から６９歳の後期高齢者医療保険加入者

２　こども医療と基本的に同様の取扱になります。但し以下の点が異なります。

※入院時食事療養費は、対象外になります。

※入院時においては、加入保険への高額療養費および付加給付の確認が必要になるため、受給者本人より委任状を取って下さい。

３　施行日

平成２１年４月１日から

4　平２１年４月以前の診療分について
　従前どおりの取り扱いになります。

5　窓口払いの廃止から除外されるもの
○　受給者証不携帯
受給資格のない者（登録申請前、転出消滅後等）
○　他の法令に基づき給付される可能性のある医療費
公費負担医療による給付
○　その他
協定未締結医療機関については、従来どおり償還払いとなります。

6　証明手数料について
○蕨市では手数料請求書が送付書を兼ねていますので、福祉３医療支給請求書に添えて提出してください。

7　その他留意事項
○　請求書に記入するのは、窓口で支払がない医療費に関してのみです。
蕨市への転入前の医療費や受給者証不携帯等の理由で、窓口で支払いのあった医療費は蕨市に請求できないので合算しないように注意してください。
○　転出による資格喪失の場合、有効期間は転出予定日の前日までです。
○　入院と外来は、別々の用紙に記入してください。
○　窓口払い廃止後は，今以上に資格の確認が重要になります。万が一、蕨市に請求できないものは、患者様から返還していただくことになりますので、受給者証の有効期限に注意してください。
○　医療機関の所在地や代表者、振込先等に変更があった場合は、下記へご連絡ください。

8　制度改正の周知について
　ご協力いただける医療機関様へ別途、制度周知用ポスター等を送付いたしますので、掲示していただきますようお願いいたします。

蕨市福祉総務課障害者福祉係
蕨市中央５－１４－１５
℡０４８－４３３－７７５４（直通）

NO

重度心身障害者医療費療費請求書（外来）

請求日　　年　　月　　日

蕨 市 長　あて

医療機関等所在地
名　　称
氏　　名　　印
電　　話

蕨市重度心身障害者医療費の助成に関する条例第8条第2項の規定により、下記受給者に係る一部負担金を請求します。

請 求 金 額　　円

	受給者番号	受診者名 生年月日	※ 加入健康保険	保険診療 一部負担金	診療年月	日数	保険診療総点数 ※ 他法負担
1		(　・　・　)	国保・健保・共済・社保 (　　)	円		日	点 (　　)
2		(　・　・　)	国保・健保・共済・社保 (　　)				(　　)
3		(　・　・　)	国保・健保・共済・社保 (　　)				(　　)
4		(　・　・　)	国保・健保・共済・社保 (　　)				(　　)
5		(　・　・　)	国保・健保・共済・社保 (　　)				(　　)
6		(　・　・　)	国保・健保・共済・社保 (　　)				(　　)
7		(　・　・　)	国保・健保・共済・社保 (　　)				(　　)
8		(　・　・　)	国保・健保・共済・社保 (　　)				(　　)
9		(　・　・　)	国保・健保・共済・社保 (　　)				(　　)
10		(　・　・　)	国保・健保・共済・社保 (　　)				(　　)

※ 使用した医療保険に○を付け、市国保以外の名称を（ ）内に記入してください。
※ 総点数のうち他法負担がある場合は、（ ）内にその点数を（ ）の前に法別番号を記入してください。

※他法負担分点数欄は、公費負担で支払われる額を点数で記入してください。
※健康保険の対象とならない費用は含めず記入してください。
※点数で記入できない場合は、金額で記入してください。（この場合必ず円と記入すること。）